

特集

～埼玉県のみんなか「こうのす」～ こどもみんなか 社会を目指して

鴻巣市は、こどもたちが誇りを持って成長し、地域の豊かな自然と文化を次世代へ引き継いでいくことを心から願うとともに、こどもの権利を保障することを目的として、「鴻巣市こどもの権利条例」を令和7年4月1日に施行しました。

問合せ こども応援課（内線2621）



全てのこどもが安心して自分らしく生き、成長していくことができる「こどもみんなか社会」の実現に向けて、「鴻巣市こどもの権利条例」を施行しました。

児童の権利に関する条約が、国連総会において採択され、条約を守ることを約束している国・地域は日本を含み196になり、世界で最も広く受け入れられている人権条約となります。鴻巣市こどもの権利条例は、児童の権利に関する条約に基づき策定し、こどもの権利が守られる地域づくりを進めています。

鴻巣市こどもの権利条例は、「全てのこどもは、いかなる理由によっても差別されず、権利の主体として尊重される」「こどもの最善の利益が最優先される」「全てのこどもの命が守られ、健やかに成長できるよう、医療、教育および生活への支援を受けることが保障される」「こどもは、自らの意見を表明する権利を有し、その意見は適切に尊重される」とした4つの基本理念を掲げています。こども一人ひとりが大人と同じように、権利を持っており、さらに、成長途中のこどもならではの権利も持っています。

地域全体でこどもの権利を守るまちづくりを推進するためには、こどもの最善の利益を第一に考え、こどもの声に耳を傾け、大人とこどもが対等な立場で協力することが大切です。

こどもの「権利」ってなんだろう？

こどもの権利とは、こどもが自分の意見を言ったり、自由に遊び、成長する権利のことです。

その権利は、全てのこどもが生まれたときから持っているもので、大切にされるべきものです。

鴻巣市こどもの権利条例では、児童の権利に関する条約に基づき、こどもが健やかに成長するために次の4つのこどもの権利を定めています。なお、この条例における「こども」とは生まれてから大人になるまでの間で心と身体が成長途中の人のことです。何歳まで、とは決められていません。

安心して生きる権利

みんなが安心して生きていける
権利のこと

いのち まも
命が守られ、
みんなから愛され、
大切に育てられること



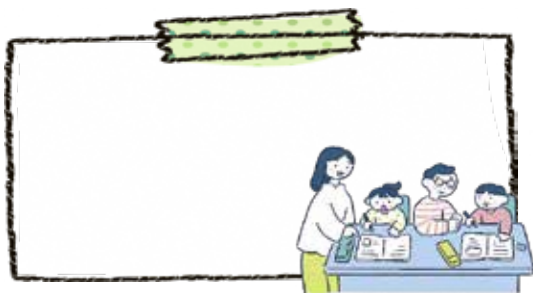
りゆう
どんな理由でも、
差別を受けないこと

びょうき
病気やけがをしたら、
びょういん い
病院に行けるなど、
けんこうてき せいかつ
健康的な生活を
おく
送れること



考えてみよう

Q. どんな時に、家族や周りの人から大切にされていると感じますか。



心身ともに豊かに育つ権利

みんなが心も体も
すくすくと育つ権利のこと

ひとり にんげん
一人の人間として、
たいせつ
大切にされること



あそ
遊んだり、
べんきょう
勉強したり、
やす
休んだりできること

ゆた し ぜん
豊かな自然、
げいじゆつ ぶん か
芸術、文化、
スポーツなどの体験が
できること



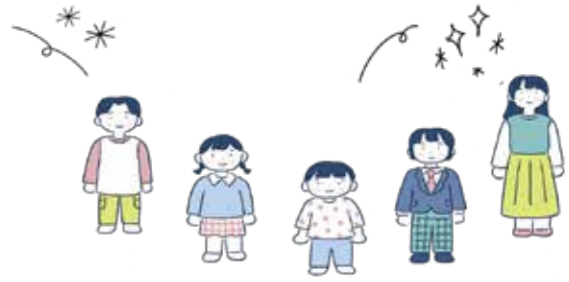
考えてみよう

Q. あなたの自分らしさはどんなところで
すか。あなたの好きなことは何ですか。



大人の役割とは？

こどもの権利を守るのが大人の役割です。こどものことを大切に考えながら、愛情をもって接することが必要です。また、大人はこどもの年齢や成長に応じて、適切な配慮や支援を行っていく必要があります。



自分を^{じぶん}守り、^{まも}守られる^{けんり}権利

^{みんなが} ^{じぶん} ^{まも} ^{けんり}
みんなが自分を^{けんり}守ったり、
守られたりする権利のこと

^{いじめ} ^{あぶ}
いじめや危ないことから
^{まも}
守られること



^{ひと} ^し
人には知られたくない
^{じぶん} ^{だいじ}
自分の大事なことが
^{まも}
守られること

^{こま}
困ったときに
^{そうだん}
相談したり、
^{たす}
助けてもらえること



^{かんが} 考えてみよう

Q. ^{ともだち} ^{きず} ^み
友達が傷ついているのを見かけたとき、
あなたはどうか^{かんが}考えてみよう。



^{いけん} ^{ひょうめい} ^{さんか} ^{けんり} 意見表明および参加する権利

^{みんなの} ^{おも} ^{つた}
みんなの思いを伝えたり、
^{ちいき} ^{かつどう} ^{さんか} ^{けんり}
地域などの活動に参加する権利のこと

^{じぶん} ^{いけん} ^{おも}
自分の意見や思いを
^{じゆう} ^だ
自由に出せること



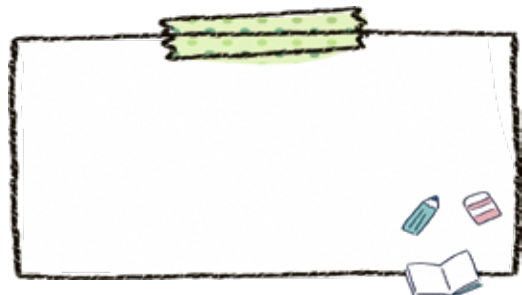
^{じぶん} ^{いけん}
自分の意見や
^{おも} ^{たいせつ}
思いを大切に
してもらえること

^{じゆう} ^{なかま}
自由に仲間をつくり、
^{かつどう} ^{さんか}
活動に参加できること



^{かんが} 考えてみよう

Q. ^{じぶん} ^{いけん} ^{つた}
自分の意見を伝えたいとき、どうい
^{ほうほう} ^{かんが}
う方法があるか考えてみましょう。



こどもまんなか社会についてインタビューしました

保護者

はら ゆりな たすく
原 友梨菜さん・資さん

鴻巣市の子育て環境はどう思いますか？

半年ほど前に鴻巣市に転入し、子育て支援センターのほか、児童センターや子育てサロンなど、こどもが安全に遊べる場所が充実していて、安心して子育てができています。季節ごとに多くのイベントもあり、同年代のこどもやママと交流できる良い機会になっています。

お子さんにとって「一番良いこと」「幸せなこと」は何だと思いますか？

こどもには、緑豊かな鴻巣の自然環境の中で、いろいろな経験をしてもらって、のびのびと育ってほしいです。



高校生

とく なか ここ み
徳中 心美さん

みんなが安心して過ごせる学校や地域にするには、何が大事だと思いますか？

頼れる環境があることが大事だと思います。登下校のときに地域の方が見守ってくれているので、何かあった時でも安心なのが、とても心強いです。

あなたが思う「こどもの権利」とはどのようなものですか？

自分の身近な場所によりどころがあることかなと思います。誰かが守ってくれる環境があるというのが、私が考える「こどもの権利」だと思います。



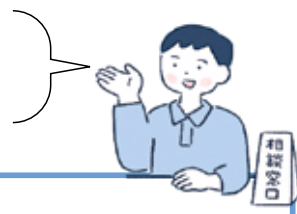
こども未来部こども応援課
みづの 沼上 課長

こども自身も大人もこどもの権利について正しく理解し、地域全体でこどもの健やかな成長を支援できるよう、より一層のこども施策の充実に取り組みます。

令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とする「鴻巣市こども計画」を新たに策定し、こども・若者・子育て世帯への施策を強化して取り組んでいます。その中でも特に、こどもの権利を保障することが、こども施策を推進するにあたっての基礎となると考え、令和7年4月に鴻巣市こどもの権利条例を施行しました。この条例は、有識者や子育て世帯の方を委員とする「こどもまんなか会議」において検討を行うとともに、こどもにもアンケートや対面での意見聴取を行い、当事者目線を大切にして制定しました。

こども施策の推進にあたって

もし、あなたの権利が守られていないと感じたら、以下の窓口で相談したり、助けを求めたりすることができます。相談内容は秘密にします。



相談できるところ

こども家庭センター

「ここの巣」

☎ 541-1894

妊娠・出産・子育てに関する相談に対応する総合相談窓口です。

受付時間

月～金 8:30～17:15
(祝日・年末年始を除く)

子ども

スマイルネット

☎ 048-822-7007

いじめ、体罰など、こどもの権利侵害で困っていることを相談できる窓口です。

受付時間

毎日 10:30～18:00
(祝日・年末年始を除く)

電話相談

「チャイルドライン」

☎ 0120-99-7777

18歳までのこどもの話したいことを何でも相談できる窓口です。

受付時間

毎日 16:00～21:00
(年末年始を除く)

こどもの人権

110番

☎ 0120-007-110

トラブルに悩むこどもや保護者を対象とした法務省の無料相談窓口です。

受付時間

月～金 8:30～17:15
(祝日・年末年始を除く)

こどもの権利を守るために鴻巣市が取り組んでいること



～みんなで食べるごはんの楽しさ～ 「こども食堂」

こども食堂は、無料または低額で栄養のある食事の提供、地域・社会とつながる機会の創出など、こどもの権利を守るために重要な役割を果たしています。

こどもだけに限らず、保護者や地域の方など幅広い年齢層を受け入れている団体もあり、鴻巣市では現在、13団体が活動しています。

市内のこども食堂



わいわい交流会	第3土曜	11:00～13:00
ふきあげこども食堂	第4土曜	11:30～12:30
こうのすフードパントリーひらまる	毎月開催	
みんなのホットプレイス よつば	第1・3水曜、第2・4金曜 第1・3日曜	19:00～22:00 10:00～13:00
お結び	第1・3金曜	19:15～21:30
子どもと親の居場所 ひなとま食堂	毎週金曜	15:00～19:00
こどもレストラン“ゆめ”	第1土曜	12:00～13:00
ちゃめっこ食堂	第2金曜 第4木曜	17:30～19:30 17:00～18:30
みんなのおうちこうのす	第3月曜・第4水曜	17:00～19:00
元気村家族食堂	第3金曜	17:00～19:00
てんきねん	第4土曜	17:00～19:00
BANGBOO	第2土曜	14:15～15:00
あんようじにこまる食堂	第3日曜	11:30～13:00



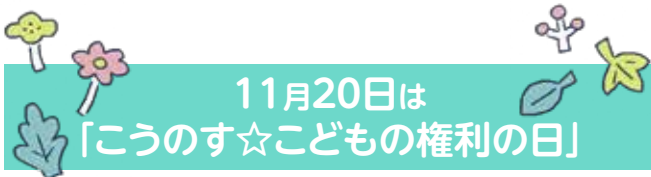
出張こども食堂



冬休みに、鴻巣市と鴻巣女子高等学校の連携による出張こども食堂「にっこにこ食堂♥」を実施します。

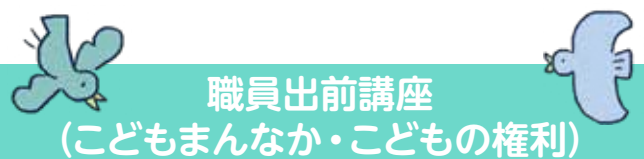
鴻巣女子高校の生徒が主体となり、普段、こども食堂を実施していない児童センターに出向き、工夫を凝らした食事や遊びを提供します。

参加には事前予約が必要です。詳しくは市ホームページをご確認ください。



11月20日は「こうのす☆こどもの権利の日」

鴻巣市では、11月20日を「こうのす☆こども権利の日」とし、こどもたちにやさしいまちづくりを推進するため、こどもの権利の普及や啓発を図るためのイベントを実施します。



職員出前講座 (こどもまんなか・こどもの権利)

市役所の職員が集会・講座等に出向いて、こどもの権利条例や鴻巣市のこども施策についてわかりやすく説明します。

こどもまんなか



申込方法 こども応援課および秘書課に備えの申込用紙(市HPにもあり)に必要な事項を記入し、同所に提出または二次元コードから電子申請

11月は秋のこどもみんなが月間



オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン

問合せ

子育て支援課(内線2634)

オレンジリボンは、「児童虐待のない社会の実現」を目指す運動のシンボルマークです。

毎年11月に「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」を実施します。

こどもたちの笑顔と命を守るため、一人ひとりが周りのこどもに関心を持ちましょう。また、思いどおりにいかないストレスから暴言・暴力に走ってしまう前に、あなたの不安や悩みを相談してください。

「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」

標語【令和7年度最優秀作品】

「知らせよう あなたが
あの子の声になる」

LINE

虐待かも…と思ったら、

- 児童相談所虐待対応ダイヤル

イチハヤク

189 (通話無料)

※24時間365日対応



迷わず
お電話
ください

- 中央児童相談所

048-775-4152

※8:30~18:15 土・日・祝日・年末年始を除く

親と子どもの悩みごと相談@埼玉

子育ての悩みや親との関係で困っているときは、気軽に相談してください。専門の相談員がお答えします。



日時: 平日9:00~22:00

土日祝9:00~17:00 ※年末年始を除く

若者のための街の保健室
性の知識は自分自身を守る力になる!

konosu# ユースクリニック

共催: 彩の国思春期研究会



ユースクリニックとは、家族や学校には相談しづらい体や性の悩みに対して、安心して打ち明けられる場所です。

▲市HP

日時: 2月14日(土)13:00~16:00

場所: 吹上生涯学習センター

対象: どなたでも

内容: 講演会 高橋幸子さん

①13:30~14:00 こども(目安: 9歳以上)向け

②14:15~15:15 保護者・大人向け

申込: 講演会のみ2月12日(木)までに電子申請

TVやSNSで話題の
さっこ先生が来ます!



埼玉医科大学病院
産婦人科医
高橋幸子さん

触れて知ろう! 展示エリア

生理用品や避妊グッズ、性教育の書籍
などを紹介します



鴻巣市長 並木正年

近年、少子化やデジタル化、家族構造の変化などにより、こどもを取り巻く環境は大きく変化し、これに伴って、こども施策に対するニーズは多様化しています。

鴻巣市では、こうした変化に対応し、こどもの幸せを考え、こどもの居場所づくり、不登校対策など様々な取組を進めています。また、こどもの多様な声を聴き取り、施策へ反映出来るよう、こどもの意見を継続的に聴くための新たな取組を予定しています。

こどもの権利は、こどもが幸せに健やかに成長していくために必要なものです。大人がしっかりと理解し、こどもと向き合い、声を聴くことが大切です。こどもの思いや意見を尊重し、家庭や学校、地域が相互に連携しながら、全てのこどもが安心して笑顔で過ごせる環境を整えることが重要です。

こどもが「嬉しい」「楽しい」と思える瞬間が少しでも増えるように、地域全体で支え合い、こどもの権利が守られ、輝かしい未来を創造することができるよう、地域一丸となってこどもみんが社会の実現に向けて取り組んでいきたいと思います。